

介護職員初任者研修 学則

1 開講目的	
介護保険制度の改正に伴い、住民等多様な主体による生活支援サービス等の提供体制の構築が求められている中、地域における生活支援サービスを中心的に担う介護の知識を持った人材及び恒常的に不足している介護事業所における介護職員を養成確保することを目的とする。	
2 研修事業者	
事業者名	公立大学法人 新見公立大学
主たる事業所の所在地	新見市西方1263-2
連絡先電話番号	0867-72-0634
研修の事務を行う県内 事業所の名称及び所在地	新見市西方1263-2 公立大学法人 新見公立大学 学務課
担当部署（担当者）	学務課 高西 優男
連絡先電話番号	0867-72-0634
研修者情報公開 URL	http://www.niimi-c.ac.jp/index_d.html
3 研修の名称、通学制又は通信制の別	
介護職員初任者研修 通学制	
4 受講資格及び受講定員	
20人：市内に住所を有する者であり、かつ市内において生活支援等の介護サービスを行っている者または行おうとする者及び市内介護事業所に就労している者または就労しようとする者。全日程を受講可能な者。	
5 開講時期及び研修期間	
平成27年8月22日(土)から平成28年2月20日(土)まで 受講者1人当たり、総研修期間130時間、26日間（予備日含む）	
6 実施場所	
(1) 講義（通信制は面接指導の実施場所） 新見市西方1263-2 新見公立短期大学地域福祉学科 講義室 学術交流センター 研修室	
(2) 演習 新見市西方1263-2 新見公立短期大学地域福祉学科 介護実習室	

(3) 実習
(カリキュラムとは別に実施する)

7 研修カリキュラム

介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）を実施する。

(1) 研修カリキュラム

「岡山県介護職員初任者研修事業者指定等に関する要綱」に規定する介護員養成研修のカリキュラムに基づき行う。（又は「カリキュラムに必要な科目を追加して行う。」）

(2) テキスト

テキストは、中央法規出版株式会社発行の介護職員初任者研修テキストを使用するとともに、必要な補助教材を使用する。

(3) 講師

別紙のとおり

(4) 日程

別紙のとおり

8 受講手続き（募集要領等）

(1) 電話で受講の申込予約をしてください。（予約後、申込書類一式を送付いたします。） 電話 0867-72-0634

(2) 「受講申込書」に必要事項を記入し、写真を貼って下記の申込先へ持参してください。

（※申込先 〒718-8585 新見市西方1263-2
公立大学法人新見公立大学 学務課）

9 募集期間

募集開始 平成27年7月1日(水)

締め切り 平成27年8月21日(金)（定員に達した場合は早期に締め切ります）

10 受講料等

受講料： 14,600円（カリキュラム外の実習費含む）

テキスト代： 5,400円

※支払方法 申し込み時に受講料、テキスト代合わせて一括現金納付

11 受講の辞退（納付済み受講料等の取り扱い）

(1) 開講日の前日までの辞退

受講料 14,600 円を返金。テキスト代は返金なし。

(2) 開講日以降の辞退

受講料返金なし。テキスト代返金なし。

12 研修欠席者の扱い

理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合には欠席とする。やむを得ず欠席をする場合には、必ず電話等により届け出ること。

13 欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用の取り扱い

講義・実技演習については、一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められるものについては、当該課程教科数の概ね1割を上限として別途指示する日に補講をすることができる。

なお、補講については無料とする。

実習（カリキュラム外）については、日程を調整して個別に受講する。

14 受講の取り直し

次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。

(2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。

上記(1)、(2)に該当し、受講を取り消された者の受講料及びテキスト代は返金しない。

15 研修修了の認定方法

修了の認定は、定めるカリキュラムをすべて履修し、次の修了評価を行ったうえで、修了認定において基準に達したと認められた者に対して行う。

(1) 修了評価は、担当講師が科目ごとに筆記試験、またはレポートで行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。

(2) 修了評価は、筆記試験を行う。ただし、研修科目「9. ところとからだのしくみと生活支援技術」の中で、支援技術の習得状況については、担当講師による実技評価を行う。

(3) 修了認定基準は、次のとおり、理解度の高い順に A、B、C、D の4区分で評価したうえで、C 以上の評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。認定基準（100 点を満点とする）A=90 点以上、B=80~89 点、C=70~79 点、D=70 点未満

なお、評価基準に達しない受講者の補講・再試験については無料とする。

16 修了証明書等の交付

公立大学法人新見公立大学の長は、研修修了者に対して、介護保険法施行令第3条第1項に基づき、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

また、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、性別、生年月日、住所等を記載した名簿を作成・管理し、その名簿を岡山県知事に報告する。

17 個人情報の取り扱い

受講者の個人情報については、他に漏れないよう厳重に管理し、犯罪捜査などの法律上定められた目的に使用される以外は、受講者の承諾なしに第三者に提供しない。

なお、岡山県の管理する修了者名簿への登載を目的として、岡山県に対し、修了者の個人情報を提供する。

また、受講者は、研修を受講するうえで、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

18 その他

この学則に必要な細則並びに学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。